

商労文教委員会会議記録（第4号）

令和7年 3月12日

福島県議会

1 日時

令和7年 3月12日（水曜）

午前 10時58分 開議

午前 11時49分 散会

2 場所

商労文教委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」（第1号添付）のとおり

4 出席委員

委員長	佐藤郁雄	副委員長	鈴木優樹
委員	誉田憲孝	委員	渡部英明
委員	鳥居作弥	委員	荒秀一
委員	佐久間俊男	委員	佐藤政隆
委員	太田光秋	委員	神山悦子

5 議事の経過概要

（午前 10時58分 開議）

佐藤郁雄委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより商労文教委員会を開く。

これより労働委員会事務局に係る当初予算関係議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分を議題とする。

直ちに、労働委員会事務局長の説明を求める。

労働委員会事務局長

（別紙「2月県議会定例会商労文教委員会労働委員会事務局長説明要旨（当初予算）」により説明）

佐藤郁雄委員長

続いて、事務局次長の説明を求める。

次長兼審査調整課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

佐藤郁雄委員長

以上で説明が終わったので、これより当初予算関係議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は、発言願う。

神山悦子委員

説明があった委員費と職員費について、パワハラなど様々な相談が増えていると感じるが、新年度、この職員数で対応可能か。相談員補充の必要性などを考慮して予算を計上したと思うが、内容や課題を聞く。

次長兼審査調整課長

委員費については、労働委員15名分の報酬を、職員費については、事務局職員11名分の人件費を計上しており、例年、同様の体制で対応している。

パワハラ等に関する相談が増加しているが、現在、労働組合の組織率が低下している関係で不当労働行為事件が減少しており、ここ5、6年は新規申立てがない状況を勘案し、現在の体制で対応可能であると考えている。一方で、一人一人の労働問題への対応力を高めていくことで円滑に業務を執行できるよう、毎月開催する総会において委員研修会を実施し、テーマを設けて勉強しているほか、職員においても週に2回、労働問題に関する法令や事案に関する研修を実施している。労働委員や職員一人一人の対応力を高めることで、限られた人員で円滑に紛争に対応できるようにしたい。

神山悦子委員

労働関係法令の改正なども踏まえた専門的な対応力が必要だと思う。不当労働行為事件が減少しているとはいえ、物価高騰や賃金上昇など大変な状況にあるので、今後、必要に応じて増員するよう要望する。

荒秀一委員

新年度を迎えるに当たり、労働委員会においてテーマ、目標を設けて労働問題に対応することが大事である。例えば昨今、就職の時期にセクハラ等のニュースがよく報道されており、若者への注意喚起も有効だと思う。労働委員会としての役割、

目的、課題意識をしっかりと持ち臨んでほしいが、テーマ、目標を聞く。

#### 次長兼審査調整課長

労働委員会の主な役割は、紛争が起きた場合に速やかに労使が話し合いにより解決できるよう様々なサポートをすること、また、紛争の未然防止を図ることである。

就職の時期におけるセクハラに関する報道もあり、不安を感じている若者が多いとの指摘があったが、近年、未然防止に力を入れて取り組んでおり、平成27年度からワークルール出前講座を開始している。高校生、大学生などこれから就職する人を対象に、働くに当たってのルールや心構えについて15人の労働委員が講義を実施している。

また、人間関係の問題に関する電話相談等が増えている状況を踏まえ、昨年度からハラスメント防止出前講座を開始した。ハラスメントを受けた人は非常に傷つき、場合によっては仕事ができなくなるほど苦しめられることがある一方で、上司がハラスメントとみなされないかと悩むこともあるので、指導とハラスメントの違いなどについて、講座を通じて経営者や労働者への啓発を行っている。予算規模は昨年と同様だが、両講座を計30件実施できる予算を計上しているため、有効活用できるようしっかりとPRしながら、ハラスメントの未然防止に努めていきたい。

#### 佐藤政隆委員

労働委員のスキル向上を目的とする研修等に係る予算は、事務局費に計上しているとの理解でよいか。個別の項目を設けるのがよいと思うが、この形でなければならないのか。労働環境が変化している現在、予算計上の仕方も変えていく必要があり、従来どおり事務局費で全て対応する形に無理が生じると思うが、考えを聞く。

#### 次長兼審査調整課長

労働問題の変化に対応するためのスキルアップに係る予算については、全ての経費を事務局費として計上しているわけではなく、委員の研修に係る予算を委員費として計上している。内部での研修に加え、ブロック会議や全国会議が開催され、特に中央労働委員会による定期的な研修においては新たな労働問題の紹介、労働法に係る有識者の講演が実施される。労働委員15人全員が各研修に参加するのは難しく、選ばれた委員が参加するが、15人が満遍なく参加できる形でスキルアップを図っており、それに係る旅費等を委員費に計上している。

また、月1回開催の総会においても委員研修会を実施しており、ブロック会議等

で紹介された事例の共有のほか、福島労働局、隣県における最新の事例に携わった専門家等から話を聞き、問題への対処方法を学ぶ機会を設けている。予算はさほど多くないが、各種研修に参加し、持ち帰った情報を各委員に共有することで、労働問題への対処能力の全体的な底上げを図っていきたい。

佐藤政隆委員

議案説明資料が分かりづらく、執行部の説明を受けてようやく理解する部分があるため、予算の項目の説明欄に詳細が表示されるとよい。今後、検討願いたい、考えを聞く。

次長兼審査調整課長

委員の指摘を踏まえ、次回以降の委員会における説明の際には、予算の使途、事業の目的等をより簡潔に説明できるよう検討したい。議案説明資料の項目を増やすことで、より分かりやすくなるとの指摘もあったが、併せて検討したい。

佐藤郁雄委員長

ほかはないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

なければ、以上で当初予算関係議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は、発言願う。

神山悦子委員

調整中であった個別的労使関係調整事件2件及び新たに申請があった1件について、具体的な相談内容を聞く。また、570件の労働相談の内訳も聞く。

ワークルール出前講座において、以前はハンドブックを配付して高校生等の理解を促していたと思うが、引き続き活用されているのか。現在はリモートによる講座が主流となり、配付していないのか。簡単なルールが掲載され、持ち歩けるものがあればよいと考えるが、現状を聞く。

次長兼審査調整課長

個別的労使関係紛争について、1件目は昨年9月にサービス業に従事する労働者から、社内の人間関係のいざこざや会社側の管理体制に対する不満などを背景に、本来支払われたはずの給与と傷病手当金の差額の請求を調整事項とする申請があっ

た。昨年11月に1回目の調整をしたがまとまらず、今年1月に2回目の調整をした。最終的には会社が解決金を支払うことを条件に、申請者が退職する形で両者の合意に至った。

2件目はサービス業に従事する労働者から、パワハラにより休業を余儀なくされたとのことで、会社に対する休業補償と慰謝料の請求を調整事項とする申請があった。これについては、会社側が関係者への聞き取りを行ったが、パワハラの実態を確認できず、あっせん不開始となった。その他1件は、現在調査中のため答弁を控える。

2月末現在の労働相談件数は570件で、前年同期と比べ29件減少している。ただし、一昨年同時期の542件よりも28件上回っており、労働相談件数は高い水準にある。

特徴的な点として、一番多いのはパワハラ、嫌がらせなど職場の人間関係に関する相談で151件だが、昨年度よりも若干減少している。2番目に多いのは退職に関する相談で104件であり、前年度よりも増えている。12月定例会では、前年同期比約1.5倍と説明したが、現在の伸び率は下がっている。3番目に多いのは労働契約に関する相談で68件であり、昨年度よりも倍近く増えている。全体的な傾向は変わらず、経済活動の回復などにより労働集約型産業の人手不足が顕在化し、特に医療、介護、福祉関係の人手不足を背景としたパワハラなど人間関係に関する相談、退職に関する相談が多い。

先ほど述べたとおり、労働契約に関する相談が大幅に増えており、その原因を把握しかねているが、相談内容を聞くと、契約条件を明確に示すことで不利になると考える使用者が多いようで、雇用契約書が提示されないとの相談が多い。一方で、労働者側の意識が高まっている部分もあると見ている。

ワークルール出前講座においては、ハンドブックも配付しているが、例えば雇用契約の状況、退職やパワハラに関する事、賃金の原則など様々な労働問題に関する、特に把握すべき項目をパワーポイントにまとめて説明している。講義資料は学校で配付されるため、各生徒がそれを持っておくことで、今後、様々な問題が生じた際の手がかりになると期待される。講座はリモートではなく全て労働委員が対面により行っており質問もでき、一方通行にならない講座を実施している。

神山悦子委員

出前講座の対象は高校生のみか。また、対象学年を聞く。

次長兼審査調整課長

対象は高校生だけでなく大学生等も含まれる。今年度は、高校7件、大学4件、その他2件に対し出前講座を実施した。

神山悦子委員

対象学年は決まっていないのか。高校生の場合、3年生を対象とするのか。

次長兼審査調整課長

対象学年は決めておらず、学校側の要望に応じて実施しているが、就職を前にした高校3年生が多い。

神山悦子委員

取組の継続が大事である。十分に知られていなかった労働者の権利などが、労働委員会の努力もあり浸透してきたと思う。これからも継続するとともに、状況に応じて知識が身につくよう工夫を求めたい。パワハラは依然として多く、使用者側、会社側にとっても課題であるほか、セクハラの問題もあるため、労働者の人権意識を高めるための対応を要望する。

佐久間俊男委員

労働相談が高止まりの状況にあり、これだけ本県の人口が県外に流出している中、労働委員会のみならず、連合（日本労働組合総連合会）、県、労働局、社会保険労務士など各窓口への相談が相当多いと思う。県内の労働者の減少は、本県の経済や魅力ある企業の発展にもよくない影響をもたらす。労働委員会と関係機関における相談内容の共有状況を聞く。

次長兼審査調整課長

個別の労働相談内容については守秘義務があり、よそに漏らさないことを条件に相談を受けている。例えば労働基準監督署に対応してもらうのがよいと考えられる案件でも、当委員会が直接つなぐことはせず、相談者に窓口を案内しており、プライバシー保護の観点から共有はしていない。一方で、年に1回、各窓口の会議があるほか、雇用労政課と労働相談に関する勉強会を開催しており、個人が特定されないよう抽象化して事例や対処方法を共有し、労働問題にスムーズに対応できるよう連携を図っている。

佐久間俊男委員

雇用契約や36協定等により労使双方の意見交換が図られることは、労働者にとっても大きな目標であり、最近の若者にとって魅力ある企業として、福利厚生が充実した企業が挙げられる。採用時の雇用契約が重要であるため、勉強会においてもそのようなテーマを取り上げ、若者にとって県内企業が魅力ある企業となるよう、労働委員会の役割の遂行を要望する。

荒秀一委員

外国人からの労働相談は増えているのか。外国人労働者の受入れ体制整備のため法律が改正されており、労働委員会においても専門知識を蓄えていかなければならないと思うが、新年度の体制を聞く。

次長兼審査調整課長

外国人からの労働相談については、平成29年度に1件の相談があったが、それ以降は事例がない。当時は、国際課の協力を得て対応したとの記録がある。そのような事例がほとんどないことから、現状として、英語が話せて外国人の労働問題に精通している労働委員はいない。外国人からの相談を受けた場合、国際課の協力を得たり、福島労働局を紹介したりして、より専門的なアドバイスを受けられるようにするなど、関係機関と連携しながら進めていく。

荒秀一委員

労働力確保のため外国人労働者の受入れが増加しており、県内においても数千単位ではなく万単位の外国人労働者がいる。一方で、外国人の労働環境が厳しかった時代があり、日本の労働環境の不備を海外から指摘されたことも記憶している。現在は改善されたと思うが、現にこれだけ多くの外国人が本県で生活しているため、国際課、人権に関する部署、警察などの関係機関としっかりと連携し、外国人が安心して暮らせる福島にすべきであり、外国人を対象とする労働相談窓口があるとよいと思うが、考えを聞く。

次長兼審査調整課長

外国人も暮らしやすい体制をつくる上で、相談窓口の充実が非常に大事である。外国人から相談があった場合、言葉が分からないからといって受け付けないことはいかなる場合でもあり得ないため、まずは話を聞き、場合によっては国際課の職員に対応を依頼するなどして必要なアドバイスをすることで、できる限り相談者にとってよい形で解決できるよう対応に努めたい。



鳥居作弥委員

先ほどの神山委員の質問に関連するが、労働相談が2月末で570件とここ数年横ばいであり、内容はパワハラ、退職、労働契約に関する相談が多いとのことだが、年代別の相談割合を聞く。

次長兼審査調整課長

令和6年度における労働相談全体の年代別内訳は把握していないが、退職に関する相談件数の年代別内訳は把握しており、男女とも40代、50代が多く、人間関係の悩みや、会社の経営状況の悪化に伴う雇用契約期間の短縮、雇い止めに関する相談が多い。一方で20代は、労働契約書が作成されない、就職した職場の雰囲気になじめず退職したいとの相談が多い。

鳥居作弥委員

退職などに関する相談については、40代、50代が多いのは、大いに想定できる一方で、若者も職場環境等に関する問題を抱えているはずである。ホームページを見ると、電話、メールまたは来庁による相談を受け付けているとのこと、若者にとってはハードルが高いように思う。もう少し手軽に相談できるよう、例えばLINEを活用した相談体制を整えると、若者の労働問題、職場における課題も見えてくると思う。若い世代の利便性向上のため、現在の相談方法のほかにLINE等の活用を検討する予定はあるか。

次長兼審査調整課長

メールによる労働相談については、今年12月、ホームページ上のQRコードから申込みフォームに入力できるよう改良した。ホームページを見て相談する人が多く、スマートフォン等で相談を全て完結できる方法が望まれる傾向にあるため、できる限り対応している。一方で、LINEはやり取りが容易で記録も残ることから有効な手段であると認識しているため、今後、労働委員ともよく相談の上、研究していきたい。

鳥居作弥委員

せっかく出前講座などを実施しているので、受講している若者に利用しやすい相談方法を聞き取るなどした上で、体制を整えるよう要望する。

佐藤郁雄委員長

ほかはないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって労働委員会事務局の審査を終わる。

本日は、以上で委員会を終わる。

明3月13日は、午前11時より委員会を開く。

審査日程は、企業局に係る当初予算関係議案の審査である。

これをもって散会する。

(午前 11時49分 散会)